

令和2年第4回総会議事録

黒石市農業委員会

議 事 録

1 開催日時 令和2年4月15日(水) 午前8時58分～午前9時30分

2 開催場所 産業会館4階 大会議室

3 出席委員 (13人)

会 長	7番	木 立 康 行	
会長職務代理者	9番	佐 藤 孝 文	
委 員	1番	長 内 康 之	2番 木 村 功
	3番	高 橋 英 子	4番 館 野 哲 雄
	5番	工 藤 勝 彦	6番 大 平 成 年
	8番	工 藤 元 伸	10番 東 良 一
	11番	佐 藤 国 雄	12番 佐 山 秀 夫
	13番	佐 藤 米 一	

4 欠席委員 (0人)

5 出席農地利用最適化推進委員 (5人)

・浅瀬石・追子野木地区	佐 藤 仁	・黒石地区	高 木 一 弥
・沖揚平・厚目内地区	森 山 栄 治	・六郷地区	加 藤 浩 揮
・中野地区	櫻 庭 太 志		

6 欠席農地利用最適化推進委員 (1人) 山形地区 山 口 貴 佳

7 議事参与の制限委員 (2人) 8番 工 藤 元 伸 12番 佐 山 秀 夫

8 付議案件

報告第8号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による通知書の受理について

議案第14号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第15号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第16号 農用地利用集積計画の決定について

9 事務局職員	事務局長	中 田 憲 人
	局長補佐	大 溝 恵 水
	主 査	櫻 田 一 久
	主任主事	佐々木 孝 二

中田事務局長	定刻前ですが、全員お揃いになりましたので、会議を始めます。 本日は、山口貴佳推進委員より、欠席の連絡が入っております。 それでは、会議規則第4条の規定により会長が議長となり、会議を進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
議 長	(開会のあいさつ) 黒石市農業委員会憲章の唱和を佐藤孝文職務代理者をお願いします。
職務代理者	ご起立願います。 私が読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 黒石市農業委員会憲章 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。
議 長	ただいまから、令和2年第4回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が13人で、定足数に達しておりますので本日の会議は成立いたします。 また農地利用最適化推進委員につきましても、5人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委 員	「議長一任」の声
議 長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、3番高橋英子委員、4番館野哲雄委員をお願いします。 書記には事務局の大溝補佐をお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第8号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
佐々木主任主事	報告第8号は、農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 令和2年3月受理分は、相続が8件、総面積84,916㎡、田が26筆53,062㎡、平畑が13筆18,327㎡、樹園地が5筆13,527㎡、となっております。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、次に、報告第9号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告

	お願いします。
櫻田主査	報告第9号は、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり農用地利用配分計画の認可に係る通知書を受理したので報告するものです。 別紙で説明します。 農地中間管理事業における農地利用配分計画が、令和2年3月23日付で認可公告されました。 (1) 賃借権設定では、整理番号12番から13番で件数は2件、田が3筆7,158㎡、期間は3年から5年、賃借料は10a当たり10,000円となっております。 以上です。
議長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委員	「なし」の声
議長	質問がありませんので、以上で報告を終わります。 それでは議案第14号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
佐々木主任主事	議案第14号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。 別紙で説明いたします。 今回の申請は、賃借権設定が1件、所有権移転が5件です。 (1) 賃借権設定です。 受付番号2番は、石名坂字豊岡村下の畑、11筆合計7,333㎡を市が実施する黒石特産果樹検討実践事業のため10年間の賃借権を設定するものです。 借人が黒石市となっておりますが、農地法施行令第2条第1項において不許可の例外が定められており、地方公共団体がその権利を取得しようとする農地を公用又は公共用に供すると認められる場合は許可できるとされております。 (2) 所有権移転です。 受付番号8番は、牡丹平字柏木山の樹園地、2,908㎡を親戚へ贈与するものです。 受付番号9番は、黒石字浄光寺の田、257㎡を第三者へ贈与するものです。 受付番号10番と11番は、浅瀬石字龍ノ口の樹園地、2筆合計4,036㎡同一世帯の親から子へ贈与するものです。 受付番号12番は、温湯字庵ノ下ほかの畑、2筆合計873㎡を同一世帯の

	親から子へ贈与するものです。 以上の申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。 以上です。
議 長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査を行った13番佐藤米一委員に報告をお願いします。
佐藤米一委員	今回申請があった農地について、去る4月7日、佐藤国雄委員、森山栄治推進委員、私と事務局を交えて、申請書及び添付書類等の審査並びに現地調査した結果を報告します。 (1)の賃借権設定です。 受付番号2番は、市が実施する黒石特産果樹検討実践事業のため10年間の賃借権を設定するものです。 市が実施する事業の概要を聞き取りしたところ、 ①不耕作地を活用すること ②りんご以外の特産果樹の振興と栽培方法を確立すること ③六次化の推進を図ること の目的があり、今回は加工用ぶどうを栽培し、4年後には2,000kgの収穫から2,000本のワインを製造販売する計画になっているとのことです。主に農作業管理に当たるのは、地域おこし協力隊の隊員のひとりです。その方は現在、弘前市で加工用ワインぶどう栽培、ワイン醸造の研修を行っております。また、農業機械は農薬散布機、草刈機を市が所有しており、それを利用するとのことです。よって、事業の遂行には問題ないものと思われます。 (2)の所有権移転です。 受付番号8番は、贈与により取得するものです。現況はりんご畑で、権利取得後も引き続き同一の農業経営が行われます。 受付番号9番は、贈与により取得するものです。現況は水稻で、権利取得後も引き続き同一の農業経営が行われます。 受付番号10番は、同一世帯の親から子へ贈与により取得するものです。現況は、りんご畑で権利取得後も引き続き同一の農業経営が行われます。 受付番号11番は、同一世帯の親から子へ贈与により取得するものです。現況はりんご畑で、権利取得後も同一の農業経営が行われます。 受付番号12番は、同一世帯の親から子へ贈与により取得するものです。現況は平畑で権利取得後はやさいの栽培を行う予定です。 今回申請があった6件は、権利を取得することで周辺農地の農業上の利用には影響ありません。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承りま

	す。
佐山秀夫委員	今の説明では、地方公共団体は特例で農地等を借りることができるということでしたが、面積は最高でどのくらいまで借りられるものなんですか。
大 溝 補 佐	上限の面積までは決められていないと思っていましたが、確認のうえ、来月の総会で報告いたします。
佐山秀夫委員	それともうひとつ、この場所は以前からぶどうの作付がされておりました。ワインの製造は、農協やそのほかの方もやりましたが、ほとんどもう終わっております。これは質問ではないのですが、ぜひ長続きさせていいワインを販売していただきたいと思います。
議 長	ほかにございませんか。
木村功委員	確認ですが、今のぶどうを作るところの住所なんですか、大字石名坂字豊岡村下でいいんですか。そこは石名坂地内になるんですか。それとも豊岡地内になるんですか。
佐々木主任主事	土地の所在は、大字石名坂字豊岡村下ですが、地区の区分と別になるので。
木村功委員	わかりました。
議 長	ほかにございませんか。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第14号は原案のとおり決定いたします。 次に、議案第15号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
大 溝 補 佐	議案第15号は、農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。 内容については、別紙で説明いたします。 受付番号18番から20番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は、西ケ丘、登記地目、現況地目は、18番、19番は、ともに田、20番は畑となっております。 面積は、4筆合計3,213㎡であり、ドラッグストアの建設及び駐車場用地として利用したいとのことです。

	地として利用したいとのことです。 この場所は、第3種農地でありますので、問題ないものと思われます。 受付番号21番から25番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は、浅瀬石字扇田、登記地目、現況地目ともに田、となっております。 面積は、8筆合計8,880㎡であり、事務所、荷捌き場、車両整備場などの建築及び駐車場用地として取得し、利用したいとのことです。 この場所は、黒石市ロジスティクスクロッシングの区域にあります。 第1種農地ではありますが、不許可の例外のうち、特別の立地で必要とされる施設である流通業務に該当し、インターチェンジ300m以内にありますので、問題ないものと思われます。 なお、申請地の詳細については、聞き取り及び現地調査を行った委員から報告があります。 以上です。
議 長	それでは、聞き取り及び申請地の現地調査を行った13番佐藤米一委員に報告をお願いします。
佐藤米一委員	今回5条申請があった土地について、去る4月7日 佐藤国雄委員、森山栄治推進委員、私と事務局を交えて、聞き取り及び現地調査した結果を報告します。 受付番号18番から20番は、店舗及び駐車場建設用地として、20年間の賃貸借権を設定し、利用するものです。 場所は、黒石高校から北西へ約180mに位置しております。 申請理由を聞き取りしたところ、申請者は、販売業を営んでおり、事業拡大している中で、周辺に住宅が多く、商業施設、公共施設などがあるため、周辺の地域の日常生活に貢献できると判断したことによる、とのことです。 申請地は、市道緑町21号線に面しており、事業用地としては、好条件であるとのことです。 周辺農地に被害が出ないようにするため、農耕用の通路を確保すること、また、法面が崩壊しないようL型擁壁を設置するとしています。 雨水は周辺の水路に放流し、雑排水は下水道に放流するとのことです。 店舗の進出において、10名程度を地元雇用し、地域貢献したいとのことです。 受付番号21番から25番は、事務所、荷捌き場及び車両整備場建築用地として、取得し利用するものです。 場所は、浅瀬石小学校から南西へ約410mに位置しております。 この場所は、「黒石インターチェンジロジスティクスクロッシング」の区域になります。 申請理由を聞き取りしたところ、運送業を営む上で、最適な条件であることから移転するとのことです。 周辺農地に被害が出ないようにするため、周辺敷地にはコンクリート擁壁を

	施工して、盛土の土砂が流出しないようにしています。 また、雨水は、集水桝から周辺の既存水路に放流し、雑排水は下水道に放流することです。 申請地の周辺にある水路の維持管理には十分協力すること、大型トラックの乗り入れには、事故が発生しないように十分に注意しています。 以上、今回の申請について、聞き取り及び現地調査を行い、申請内容等を審査した結果、周囲の農地への被害防止計画、土地利用計画及び資金計画から判断して、転用することで周辺の農地に影響を及ぼすことはなく、問題ないものと考えられます。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
長内康之委員	18番の場所は、西ヶ丘になるのですか。それと確認なんですが、賃貸借契約で20年になってますが、農地を転用して20年が経過して、その後契約を更新しないとなったときに土地は返すことになると思うのですが、その時はまた農地に戻さないといけないのですか。
大 溝 補 佐	土地の所在は西ヶ丘です。コンビニエンスストアの東側になります。また、農地転用の許可を受けて地目変更をした後は、契約終了後も敢えて農地に戻す必要はありません。
長内康之委員	農地転用の賃貸借期間は特に決まってるものはないと思うのですが、例えば1年2年の短期間でも転用は可能なんですか。
大 溝 補 佐	3年以内で、一時的な利用ということになれば、一時転用で申請していただくこともできます。
長内康之委員	わかりました。
議 長	ほかにございませんか。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第15号は、原案のとおり決定いたします。 次の議案第16号につきましては、8番工藤元伸委員、12番佐山秀夫委員が審議対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案審議開始から終了まで退席

	をお願いします。 また高木一弥推進委員、櫻庭太志推進委員の親族が、審議対象になっておりますので、議事参与の制限の例に従い退席をお願いします。 (工藤元伸委員、佐山秀夫委員、高木一弥推進委員、櫻庭太志推進委員退席) それでは、議案第16号「農用地利用集積計画の決定について」を議題いたします。事務局の説明をお願いします。
櫻田主査	議案第16号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。 別紙で説明いたします。 今回の申請は、使用貸借権設定が1件、賃借権設定が19件、所有権移転が4件です。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号5番は、中川字花岡の田、3筆合計1,698㎡を10年で農地中間管理事業により新規設定するものです。 (2) 賃借権設定です。 受付番号29番は、黒石字弥九郎の田、1,736㎡を5年間10a当たり12,200円で再設定するものです。 受付番号30番は、相野の田、9,931㎡を10年間10a当たり10,000円で再設定するものです。 受付番号31番は、牡丹平字出石田北の田、4,668㎡のうち4,203㎡を10年間10a当たり10,000円で再設定するものです。 受付番号32番は、竹鼻字宮元の樹園地、1,315㎡を10年間10a当たり10,000円で経営規模拡大のため新規設定するものです。 受付番号33番は、馬場尻西ほかの田、7,090㎡を5年間10a当たり14,000円で再設定するものです。 受付番号34番は、角田の田、3,157㎡を10年間10a当たり12,000円で経営規模拡大のため新規設定するものです。 受付番号35番は、高館字甲松坂の田、1,808㎡を5年間10a当たり12,000円で経営規模拡大のため新規設定するものです。 受付番号36番は、追子野木三丁目の田、1,571㎡を3年8ヵ月間10a当たり12,000円で再設定するものです。 受付番号37番は、南中野字オノ神の田、4,933㎡を5年間10a当たり13,000円で経営規模拡大のため新規設定するものです。 受付番号38番は、馬場尻東の田、3,854㎡を5年間10a当たり14,000円で経営規模拡大のため新規設定するものです。 受付番号39番は、小屋敷西ほかの田、9,503㎡を5年間10a当たり14,000円で経営規模拡大のため新規設定するものです。 受付番号40番は、追子野木二丁目の田、5,610㎡を10年間10a当たり14,600円で農地中間管理事業により新規設定するものです。

		受付番号41番は、黒石字弥九郎の田、1,998㎡を10年間10a当たり12,000円で農地中間管理事業により新規設定するものです。 受付番号42番は、末広の田、2,832㎡を10年間10a当たり10,000円で農地中間管理事業により新規設定するものです。 受付番号43番は、末広の田、2,669㎡を10年間10a当たり22,000円で農地中間管理事業により新規設定するものです。 受付番号44番は、浅瀬石字稲村の田、257㎡を10年間10a当たり10,000円で農地中間管理事業により新規設定するものです。 受付番号45番は、浅瀬石字稲村の田、130㎡を10年間10a当たり10,000円で農地中間管理事業により新規設定するものです。 受付番号46番は、浅瀬石字稲村の田、116㎡を10年間10a当たり10,000円で農地中間管理事業により新規設定するものです。 受付番号47番は、浅瀬石字稲村の田、176㎡を10年間10a当たり10,000円で農地中間管理事業により新規設定するものです。 (3) 所有権移転です。 受付番号11番は、馬場尻西の田、2,981㎡を経営規模拡大のため所有権移転するものです。 受付番号12番は、花巻字鷹待場の樹園地、721㎡を経営規模拡大のため所有権移転するものです。 受付番号13番は、上十川大野一番の田、2筆合計2,657㎡を経営規模拡大のため所有権移転するものです。 受付番号14番は、竹鼻字山平の畑、5筆合計8,582㎡を経営規模拡大のため所有権移転するものです。 以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議	長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がないようですので、本案については原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委	員 一 同	「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第16号は、原案のとおり決定いたします。 (工藤元伸委員、佐山秀夫委員、高木一弥推進委員、櫻庭太志推進委員指定席に着く) これで議案の審議は終了いたしました。 以上で、令和2年第4回黒石市農業委員会総会を終了いたします。

午前9時30分 終了

黒石市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名押印する。

令和2年4月15日

議 長

水立 康行



議事録署名者

高 橋 英子



議事録署名者

館野 哲雄

